

「時間外労働時間」のすべてを網羅！ 副業・兼業における労働時間に関する解説を 収録した **第2版！**

🌾 **待望の第2版！** 🌾

時間外労働時間の 理論と訴訟実務

判例・労災決定・学説にみる
類型別判断基準と立証方法
[第2版]

井上 繁規

～未払賃金請求訴訟や労災保険請求に
携わるすべての実務家へ～

時間外労働時間の類型別判断基準と
立証方法を解き明かした唯一の書

副業・兼業における労働時間の通算や
管理モデルについての解説を新たに収録

第一法規

時間外労働時間の 理論と訴訟実務 [第2版]

判例・労災決定・学説にみる
類型別判断基準と立証方法

[著] 井上繁規

元 東京高等裁判所判事(部総括)

元 労働保険審査会会長

A5判／584頁

定価：7,920円(本体：7,200円＋税10%)

本書の特長

Features01



未払賃金請求訴訟や労災保険審査請求
に携わる、法律実務家待望の決定版！

Features02



実務経験豊富な著者による、徹底的な
裁判例・労災決定の分析！

Features03



裁判所の判断の傾向・判断基準、立証
方法まで掲載！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640

CONTENTS

第1編 時間外労働時間の理論

第1章 はじめに

第2章 労働時間の定義

- 第1節 最高裁判例による労基法上の労働時間の定義
- 第2節 学説による労基法上の労働時間の定義
- 第3節 労働時間の種類

第3章 労働時間の法規制

- 第1節 法定労働時間と所定労働時間
- 第2節 休憩時間
- 第3節 法定時間外労働・法定休日労働

第4章 労働時間の管理

- 第1節 使用者の労働時間の把握義務
- 第2節 労働時間の適正な把握の基準(平成29年ガイドライン)
- 第3節 自己申告制の問題点
- 第4節 管理監督者(労基法41条)
- 第5節 事業場外労働のみなし労働時間制(労基法38条の2)

第5章 副業・兼業

- 第1節 労基法上の労働時間の通算の前提事項
- 第2節 労基法上の労働時間の通算の方法
- 第3節 労働時間を通算した場合の時間外労働の割増賃金の取扱い
- 第4節 簡便な労働時間管理の方法(管理モデル)
- 第5節 労働時間の通算の具体例
- 第6節 労働時間制度が異なる事業場間の労働時間の通算
- 第7節 労災保険法における複数事業労働者に係る労働時間の通算

第2編 時間外労働時間の訴訟実務

第1章 労働時間の意義と具体的適用

- 第1節 労働時間の意義と具体的適用上の問題点
- 第2節 具体的適用

第2章 実労働時間の立証

- 第1節 実労働時間の立証責任の原則
- 第2節 実労働時間の立証方法
- 第3節 使用者側の抗弁ないし反証

第2章 労働時間の定義

第1節 最高裁判例による労基法上の労働時間の定義

- 1 最一小判平成12・3・9民集54巻3号801頁〔28050535〕(平成7年(第2029号・三菱重工業長崎造船所〔一次訴訟・会社側上告〕事件)・始業前後の周辺の労働時間

始業時の前後の作業服の着脱等の準備行為を使用者から義務付けられ又はこれを余儀なくされた場合における当該行為に要した時間は労働基準法上の労働時間に該当する(労働基準法上の労働時間の意義)(上告棄却)。

(事件名)

資金請求上告事件(三菱重工業長崎造船所〔一次訴訟・会社側上告〕事件)

(報告事項)

- 1 労働基準法上の労働時間の意義
- 2 労働者が就業を命じられた業務の準備行為等を事務所内において行うことを使用者から義務付けられ又はこれを余儀なくされた場合における当該行為に要した時間と労働基準法上の労働時間
- 3 労働者が始業時刻前及び終業時刻後の作業服及び保護具等の着脱等並びに始業時刻前の副資材等の受出し及び散水に要した時間が労働基準法上の労働時間に該当するとされた事例

(判決要旨)

- 1 労働基準法(昭和62年法律第99号による改正前のもの)32条の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるとして、労働契約、就業規則、労働協約等の定めにかんじより決定されるものではない。

- 2 労働者

とを使用

為は、特

8

第2章 第2節 実労働時間の立証方法

ために証明できない場合に、結果的に単に立証責任を軽減することとなるにすぎず、相当とはいえない旨の見解に立っている。

第2節 実労働時間の立証方法

1 タイムカード

- (1) タイムカードの記録による労働時間の事実上の推定

タイムカードは、労働者の出勤時刻と退社時刻を機械的に記録したものであり、その記録からは、労働者の出勤と退社の時刻を証明できるとしても、直ちに、労働者が、使用者の指揮命令下に置かれて労働に従事した労働時間の始業時刻と終業時刻を証明できるものではない。

しかしながら、タイムカードは、使用者が、タイムカードを出退勤管理のみの目的で設置しているような場合は別としても、タイムカードの打刻により打刻時刻が機械的に印字されるので、タイムカードの打刻時刻は、労働者の出勤時刻及び退勤時刻をほぼ正確に示すものといえることから、タイムカードは労働者の労働時間を正確に立証する信用性の高い証拠資料といえることができる。そして、使用者が、タイムカードの記録によって、労働者の時間外労働時間数、深夜労働時間数、休日労働時間数等の算定を行い、これに基づいて賃金の支払をしているような場合には、タイムカードは、労働者の出勤開始時刻と出勤終了時刻を記録する目的で設置されているものといえることができる。したがって、そのような場合には、特段の事情のない限り、タイムカードの記録とおりにより、労働者が労働を開始し、労働を終了したと事実上算定することが合理的である。

そのため、使用者が、タイムカードに記録された時刻が始業時刻と終業時刻とは異なり、労働者は使用者の指揮命令下に置かれて労働してはいなかったと主張する場合には、その旨の反証をする必要があり、これができないときには、タイムカードに記録された出勤時刻と退勤時刻をもって、労働者の始業時刻と終業時刻であると認定する取扱いが相当である。例えば、使用者側で、時間外労働をする場合には、事前に時間外労働の申請書を提出し、上司の承認を

456

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉

書 名	価 格	部 数
時間外労働時間の理論と訴訟実務[第2版] ～判例・労災決定・学説にみる類型別判断基準と立証方法～	[010389] 定価 7,920 円 (本体 7,200 円 + 税 10 %)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒	—
ご住所	
事務所名	☐ 公用 ☐ 私用
フリガナ	
ご氏名	TEL — — E-mail @

お客様の個人情報の 取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送りく
ださい。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

時間外労働訴訟2(010389) 2024.7 bpd